

令和2年5月29日

学生の皆さんへ

愛知教育大学長 野田敦敬

緊急事態宣言解除後における本学の新型コロナウイルス感染症対策の
考え方について

まずは、皆さん、ここまで、本学の新型コロナ感染症対策にご協力いただき、心より感謝申し上げます。本学では、学生の皆さん及びそのご家族の方々への感染拡大の防止を第一に考えています。とりわけ今は、教員採用試験や就職試験の時期であり、もし学生はじめ大学関係者への感染が確認された場合、多くの学生の皆さんに多大な影響を及ぼす可能性があるため、感染はいかなる措置を講じても防ぐ必要があります。さらに、本学は刈谷市にある教育大学として地域社会への責任も負っています。したがって、学生の皆さんには多大なる無理を強いている状況になっていますが、引き続き理解して頂きたいと思います。もちろん、後で説明しますように、その大前提の下、本学教職員一同、学生の皆さんに不便や不利益ができるだけ生じないよう、日々全力で対応しているところです。

緊急事態宣言は解除されましたが、それは必ずしも元の生活に戻ることができるということを意味しません。いまだに三密を避ける事や県を越えての移動は注意が必要とされています。本学では県を越えて通学する学生の皆さんがいるだけでなく、多くの学生が電車・バス等の公共交通機関を利用して通学しています。特にバスに関しては、附属高校生やトヨタ車体の従業員のの方々も利用するため、車内の密集をいかに避けるかは大きな問題です。また、大学では、開講コマ数と教室数等の関係から、教室における三密を避けることが非常に困難です。この理由から、現在も遠隔での授業を続けざるを得ません。多くの大学で前期授業をすべて遠隔で行うとしているのは、同様な理由が考えられます。

確かに、小中学校では感染対策を施した授業が始まりましたが、それらの学校での通学範囲や交通手段は大学とは大きく異なります。また、小中及び高等学校での遠隔授業の実施は設備やネット環境等の点から大学と比べて難しく、授業内容等の点から対面で行うことが大学の場合よりも必要性が求められます。本学の附属高校が大学施設で授業を行う理由の一つもそのためです。小中高等学校と大学とは対面授業の必要度が異なることも理解して頂ければと思います。

しかし、一方で勉学のための図書館の利用や、教員採用試験や就職活動に対する支援を進める必要もあります。そのために、本学では構内立ち入り規制の段階的緩和を計画しており、以下にそのプロセスを明示させていただきます。また併せて、キャリア支援の件、授業料・給付金等についてもお知らせします。

<構内立入規制の緩和プロセスについて>

【第一段階（6月）】

・附属図書館の利用緩和（その1）

図書貸出について（学部4年生及び大学院生〔特別専攻科生を含む〕）
5月25日より既に貸出開始済み）

・対面授業の開始（その1）

遠隔授業では対応できない実験・実習等のうち、緊急度が高い等の理由により申請許可された一部の授業について（6月1日より）

*なお、授業担当者には、通学することで新型コロナウイルスの感染への不安を訴える受講生に対して学修の機会が確保できるよう依頼しています。

・キャリア支援課による教員採用試験・就職の対面指導等の開始

【第二段階（7月）】

・対面授業の開始（その2）

遠隔授業では対応できない実験・実習等のうち、必然度が高い等の理由により申請許可された一部の授業について

・附属図書館の利用緩和（その2）

図書貸出について（学部3年生対象）

*なお、授業担当者には、通学することで新型コロナウイルスの感染への不安を訴える受講生に対して学修の機会が確保できるよう依頼しています。

【7月中旬】

その時点の感染状況等を踏まえ、構内立入規制の解除時期（9月末前の早期解除の可否）を判断

<キャリア支援について>

既に4月からキャリア支援は遠隔で行われています。また、随時学務ネット等で支援の情報が提供されますので、注意して下さい。

*なお、教員採用試験の支援事業は、学生の皆さんが感染した場合を想定し、潜伏期間を考慮して、試験の2週間前までとします。

【教員採用試験対策】

- ・4月～5月中旬 電話による個別相談（願書指導・個別面接指導・小論文指導含む）
- ・4月～現在 小論文指導（郵送）、まなびネットでのe-learning指導
- ・5月中旬～現在 Teamsによる面接指導（愛知：個別面接指導と名古屋：集団面接指導）

【一般就職試験対策】

- ・4月～現在 Skypeと電話による個別相談（願書指導・個別面接指導・小論文指導含む）
- ・5月～現在 小論文指導（郵送）、まなびネットでのe-learning指導
- ・5月中旬～現在 インターンシップ申し込み受付

<困窮学生の支援，授業料について>

新型コロナウイルス感染症の影響により，経済的な理由から学業の継続をあきらめる学生が生じる事態は何としても回避しないといけません。そのため，本学では，家計の減収等で生活に困窮する学生の皆さんに対し，愛知教育大学の未来基金を原資とした「困窮学生支援金」の給付を実施（申請期間：5月20日（水）～6月5日（金）17時〆切）しています。

また，文部科学省において，学びの継続のための『学生支援緊急給付金』が創設され，申請者に対して非課税世帯には20万円，それ以外の経済的困難な学生には10万円を選考のうえ支給する準備を進めており，本学から皆さんに対し，5月27日（水）に案内をしたところです。

一方で，本来授業料は，授業の受講や単位の認定，施設の使用など大学における教育に関する役務提供に対する対価であり，単に授業日数に応じてではなく，4年間に行われる教育役務の提供に必要な費用を各学期に分けて負担を求めているものです。今回のような場合でも，遠隔授業の準備や授業時間不足の補講等の配慮を行ったりするなど，教育に関する様々な役務提供があり，授業料は，こうした役務提供を含め，教育活動に必要な費用を総合して定められています。したがって，学生の皆さんが大学に来られない場合でも，これらの費用が生じていることをご理解下さい。